

# 府中市乗合バス・タクシー事業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金 交付要領

令和4年9月30日

(趣旨)

第1 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響及び原油価格・物価高騰の影響により厳しい経営状況にある市内で路線バスを運行する乗合バス事業者並びに市内に事業所を有する法人及び個人のタクシー事業者に対して、事業費の一部を補助することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 この要領による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 乗合バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業であって、市内で乗降可能な停留所を有するバスの路線に係るもの（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に掲げる路線定期運行であって同規則第10条第1項第1号ロに掲げる運賃を適用する事業及び府中市コミュニティバス運行事業に関する協定書第2条に掲げる事業を除く。）
- (2) タクシー事業 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定許可に係るものを除く。）であって、法人にあつては、市内に本社、支店又は営業所を有する者、個人にあつては、市内に住所を有する者が実施するもの

(補助対象者)

第3 この要領による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法第4条第1項に規定する許可を受けた者のうち、乗合バス事業を実施する者（以下「乗合バス事業者」という。）、タクシー事業を実施する法人（以下「法人タクシー事業者」という。）及び個人（以下「個人タクシー事業者」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 平成31年4月1日以前に事業を開始している者であつて、令和4年4月1日（以下「基準日」という。）に事業を実施しており、令和5年4月1日以後も事業を継続する意思を有すること。

- (2) 令和元年度に比べ、令和2年度及び令和3年度の運送収入が減少し、かつ、燃料油脂費が増加していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

（補助金の種類）

第4 この要領による補助金の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業所支援分 市内における事業の継続を支援するための補助金であって、基準日において、市内に本店、支店、営業所又は住所（以下「事業所」という。）を有する補助対象者に交付するもの
- (2) 運行支援分 運行に係る費用を支援するための補助金であって、乗合バス事業にあつては、基準日における市内で乗降可能な停留所を有する系統（以下「対象系統」という。）の数に、タクシー事業にあつては、基準日における一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両の実働車（以下「対象車両」という。）の数に応じて、それぞれ交付するもの

（補助金額等）

第5 この要領による補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、補助金の交付は、同一年度内において、一の補助対象者に対し、1回までとする。

- (1) 乗合バス事業 次のア及びイに掲げる額の合計額。ただし、500万円を上限とする。

ア 事業所支援分 100万円

イ 運行支援分 対象系統数に15万円を乗じて得た額

- (2) タクシー事業 次のア及びイに掲げる額の合計額。ただし、法人タクシー事業者にあつては、150万円、個人タクシー事業者にあつては10万円を上限とする。

ア 事業所支援分 法人タクシー事業者にあつては、30万円、個人タクシー事業者にあつては、8万円

イ 運行支援分 対象車両数に2万円を乗じて得た額

（申請に必要な書類）

第6 規則第6条に規定する必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成31年4月1日以後、法第4条第1項の許可を受けて市内で事業を行っていることを証する書類
- (2) 第3第2号に掲げる事項を確認することができる書類
- (3) 第3第3号及び第4号に掲げる事項の確認をすることに関する同意書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第6条に規定する別に定める期日は、令和4年10月31日とする。  
ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。  
(補助金の請求等)

第7 規則第7条第2項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに市長に対し、請求書により補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を行った補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。  
(実績報告に必要な書類)

第8 規則第11条に規定する必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和5年4月1日以後も事業を継続することを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告の審査等)

第9 市長は、規則第11条に規定する実績報告を受けたときは、当該報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した補助条件に適合するかを審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した補助条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させることができない理由を報告させるものとする。

(様式)

第10 この要領の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第11 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年9月30日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。